

第20回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和8年4月17日
 告示番号 第5号
 会議年月日 令和8年4月24日
 会議の場所 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 阿部 繁 樹
 局長補佐 浅岡 栄 嗣
 農地係長 金野 亨
 主 事 佐藤 孝 河

本日の案件 第20回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後3時

議長	<p>これより議事に入ります。</p> <p>本日の出席委員は22名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。</p> <p>なお、9番 渡邊 克洋 委員、19番 佐藤 想司 委員より欠席の届出がありました。</p> <p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p> <p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に 2番 鈴木 弘也 委員、3番 菅原 良博 委員を指名いたします。</p> <p>書記には、浅岡 局長補佐、佐藤 主事を指名いたします。</p> <p>審議に入ります。</p> <p>「報告第46号 農地法第3条の3の規定による届出に関する専決処分の報告について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
局長	<p>1ページをお開き願います。</p>

報告第46号、農地法第3条の3の規定による届出に関する専決処分
の報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による権利の取得の届出について、専決
処分しましたので農地法関係事務処理要領 第3の3の規定に
基づき報告するものです。

2ページの専決処分書をお開き願います。

一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により専決処分し
た内容につきましては、先月の総会以後の相続による届出に対
し、審査の結果、適法と判断し、受理及び決定したもので、記載
の第1号から9ページの第36号までの36件、36名の方から届出の
あったものであり、専決処分の日は令和8年4月15日でありま
す。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続など
で、農地等の権利を取得したことの届出に対し、農業委員会は、
「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検
討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は
不受理を決定」し、「届出を受理したときは、遅滞なく受理通知
書その届出者に交付する」、と規定されていることから、会長
において専決処分を行い、届出者に対し、それぞれ受理通知書
を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第46号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、「報告第46号」の質疑を終わります。

次に、「報告第47号 令和8年度一関市農業委員会の最適化活
動の目標の設定に関する専決処分の報告について」を議題といた
します。

事務局の説明を求めます。

農 地 係 長

10ページをお開き願います。

報告第47号 令和8年度一関市農業委員会の最適化活動の目標
の設定に関する専決処分の報告について、内容をご説明いたしま
す。

最適化活動の目標については、令和4年度から始まったもので
ありますが、農業委員会は、毎年度3月末までに翌年度の最適化
活動の目標を設定し、4月末までに公表するとともに、都道府県
知事に報告することとされているものであります。

令和7年度末までの実績を用いて3月末までに目標を設定する必要があり、総会でお諮りする暇がないため、3月25日開催の第18回運営委員会において目標設定の考え方などをご説明した上で、3月31日付けで会長の専決処分を行ったものであります。

11ページをお開き願います。

このページは、農業委員会の現在の体制、農家・農地等の概要でありますので、お目通しいただきたいと思えます。

12ページをお開き願います。

1 最適化活動の成果目標についてご説明いたします。

(1)農地の集積についてです。

令和7年度末における当市の農地集積率は、55.5%です。

「農地集積の目標」であります。市が作成した「一関市農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」においては、目標年次が令和12年度、目標集積率が85%に設定されていることから、農業委員会としてもこれを目指していくことになります。

令和12年度までの6年間で集積率85%を達成できる数値として年1,049ヘクタールを集積面積の目標としました。

次に、(2)遊休農地の解消についてです。

令和7年度末の1号遊休農地（A分類）面積は48.8ヘクタールでした。

国が示した遊休農地の解消目標は、令和3年度末の1号遊休農地を5年間で解消すること、及び令和4年度以降に発生した遊休農地を1年間で解消するというものです。

令和3年度末の1号遊休農地面積は36ヘクタールで、令和4年度から毎年7.2ヘクタールの解消を目標としていますので、本年度の解消目標も7.2ヘクタールとなります。

併せて、令和7年度に新規発生した22.17ヘクタールの解消も目標となるものです。

13ページをお開き願います。

次に、(3)新規参入の促進についてです。

「現状及び課題」は記載の通りです。

目標については、「新規参入者への貸し付けについて、同意を得て公表する面積」を設定するもので、過去3年間の農地の権利移動面積の平均の1割以上とすることが義務付けられており、本年度の目標は52.9ヘクタールとなります。

続きまして、2 最適化活動の活動目標についてご説明いたします。

議 長
議 長
局 長

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標についてです。
各委員の活動日数については、例年同様、月10日に設定しました。

農地の見守り活動等、日常的な活動が活動日数として計上できますので、活動記録簿の提出について、ご協力をお願いします。

次に、(2)活動強化月間の設定目標についてです。

令和4年度から、年間3か月の活動強化月間の設定が義務付けられました。

取り組み内容は昨年同様、

7月を「遊休農地解消に向けた啓発活動強化月間」、

11月を「農地利用集積強化月間」、

12月を「新規就農者の相談活動強化月間」、

とするものです。

最後に、(3)新規参入相談会への参加目標についてです。

これにつきましても、令和4年度から参加を義務付けられています。

活動内容としては、一関地方農林業振興協議会で毎月開催している新規就農ワNSTOP相談会に出席し、新規就農者の支援をしていただくものです。

相談希望者が確定するのが直前となることが多く、出席委員へのご案内も直前となってしまいますが、可能な範囲でのご協力をお願いします。

以上で説明を終わります。

以上で「報告第47号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

なければ、「報告第47号」の質疑を終わります。

次に、「報告第48号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

14ページをお開き願います。

報告第48号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

本件につきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号及び第2号の2件、計5筆にかかる農地現状変更届出書を受理しましたので、同要綱第4の規定に基づき報告するものです。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対して、届出書の内容について報告しておりますので、担当委員におかれましては随時現地調査により施工状況の監視・指導をお願いいたします。

届出のありました土地の所在地、及び届出人等につきましては議案書に記載のとおりであります。現状変更の理由は、作業の効率化を図るため、段差の解消や、畦畔を除去しようとする、申請内容です。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第 48 号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、「報告第 48 号」の質疑を終わります。

次に、「議案第 126 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

15 ページをお開き願います。

議案第 126 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

はじめに、一関地域に係る申請 5 件です。

第 1 号につきましては、譲渡人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第 2 号及び第 3 号につきましては、いずれも譲渡人が、自身が取締役を務める法人への経営移行を進め、譲受人となる法人においては、経営規模の拡大を図るため農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

16 ページをお開き願います。

第 4 号につきましては、地域住民の共有名義となっていた農地を、譲渡人となる認可地縁団体を組織した上で、長年にわたって実質的に耕作管理してきた個人に譲渡しようとするものであり、譲受人においては、従来から自身が実質的に耕作管理してきた農地を引き続き耕作するため、贈与により農地を取得しようとするものです。

第5号につきましては、貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和9年12月31日までの2年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

次に、花泉地域に係る申請9件です。

第6号から17ページの第8号までの3件につきましては、本議案から取り下げることとなりましたので、17ページの第9号まで飛びます。

第9号及び18ページの第10号につきましては、いずれも貸付人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため農地を借受けようとするもので、貸借期間はいずれも記載のとおり令和17年12月31日までの10年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

19ページをお開き願います。

第11号及び第12号につきましては、いずれも貸付人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、借受人において、従前より貸付人から農業経営基盤強化促進法により借受けていた農地を引き続き賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり、第11号については令和18年4月30日までの10年間、第12号については令和13年3月31日までの5年間で、賃借料はそれぞれ記載のとおりとなっております。

20ページをお開き願います。

第13号につきましては、貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和18年4月30日までの10年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第14号につきましては、貸付人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、借受人において、従前より貸付人から農業経営基盤強化促進法により借受けていた農地を引き続き賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり、令和13年4月30日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第15号につきましては、譲渡人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとな

っております。

21 ページをお開き願います。

第 16 号及び第 17 号につきましては、いずれも貸付人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、借受人において、従前より貸付人から農業経営基盤強化促進法により借受けていた農地を引き続き賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり、第 16 号については令和 10 年 4 月 30 日までの 2 年間、第 17 号については令和 13 年 4 月 30 日までの 5 年間で、賃借料はそれぞれ記載のとおりとなっております。

22 ページをお開き願います。

次に、大東地域に係る申請 3 件です。

第 18 号につきましては、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため、贈与により農地を取得しようとするものです。

23 ページをお開き願います。

第 19 号につきましては、貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 18 年 4 月 30 日までの 10 年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第 20 号につきましては、譲渡人が転居するため耕作管理できない状態になることから、譲受人において経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、室根地域に係る申請 2 件です。

第 21 号につきましては、譲渡人から後継者である譲受人に対して、経営移譲のため、生前一括贈与により農地を譲渡しようとするものです。

25 ページをお開き願います。

第 22 号につきましては、貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において、従前より貸付人から農業経営基盤強化促進法により借受けていた農地を引き続き賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり、令和 13 年 4 月 30 日までの 5 年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

次に、川崎地域に係る申請 1 件です。

第 23 号につきましては、譲渡人が遠方に居住しており耕作管

		理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため、贈与により農地を取得しようとするものです。
		次に、藤沢地域に係る申請1件です。
		第24号につきましては、譲渡人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。
		以上で、説明を終わります。
議	長	以上で「議案第126号」の説明を終わります。
		ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。
		最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。
4番		一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。
佐藤 宗雄 委員		現地調査日、令和8年4月13日、月曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 菅原委員、私 佐藤、農地利用最適化推進委員 大越委員、佐藤委員、事務局員 佐藤主事、農政推進課職員 千葉主事で行いました。
		報告内容、第1号から第5号について、現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま
		す。
議	長	報告は以上です。
		ありがとうございました。
		次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。
21番		花泉地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。
佐藤 多賀幸 委員		現地調査日、令和8年4月13日、月曜日、午前9時30分より、現地調査員 農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 千葉委員、磯田委員、支所職員 菅原主任主事で行いました。
		報告内容、第9号から第17号について、現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま
		す。
議	長	報告は以上です。
		ありがとうございました。
		次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。
5番		大東地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。
及川 務 委員		現地調査日、令和8年4月13日、月曜日、午後1時30分より、現地調査員 農業委員 私 及川、農地利用最適化推進委員 佐々木委員、菊池委員、支所職員 千葉主任主事、高橋主事で行

議長

15番

鈴木 耕多 委員

いました。

報告内容、第 18 号から第 20 号について、現地確認又は航空写真により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域の農地法第 3 条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和 8 年 4 月 13 日、月曜日、午前 9 時より、現地調査員 農業委員 藤原委員、私 鈴木、農地利用最適化推進委員 小松委員、岩渕委員、菅原委員、支所職員 伊東主査、小野寺主任主事で行いました。

報告内容、第 21 号及び第 22 号について、現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、川崎地域の担当委員の方、報告をお願いします。

川崎地域の農地法第 3 条現地調査報告をいたします。

議長

23番

千葉 平 委員

現地調査日、令和 8 年 4 月 13 日、月曜日、午前 9 時より、現地調査員 農業委員 私 千葉、農地利用最適化推進委員 小山委員、佐藤委員、事務局員 千葉主査で行いました。

報告内容、第 23 号について、現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法第 3 条現地調査報告をいたします。

議長

3番

菅原 良博 委員

現地調査日、令和 8 年 4 月 13 日、月曜日、午前 9 時より、現地調査員 農業委員 私 菅原、農地利用最適化推進委員 畠山委員、高橋委員、支所職員 千葉主任主事で行いました。

報告内容、第 24 号について、現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

報告は以上です。

ありがとうございました。

議長

		<p>以上で現地調査の結果報告を終わります。 審議願います。 (なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第 126 号」を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。 よって可と決します。</p>
農地係	長	<p>次に、「議案第 127 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 26 ページをお開き願います。 議案第 127 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。 次のとおり、農地法第 4 条第 1 項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。 大東地域に係る申請 2 件です。 第 1 号は、申請者が宅地と宅地を結ぶ連絡用通路を整備するため転用申請するものです。 農地区分は、第 1 種農地と判断しましたが、既存施設の 2 分の 1 以内の拡張であることから、不許可の例外規定に該当すると考えられます。 なお、申請地は、令和 8 年 3 月 25 日付けで農振除外済みであります。 第 2 号は、申請者が経営する中古車販売事業用の在庫車両置場を整備するため転用申請するものです。 農地区分は、第 2 種農地と判断しました。 なお、申請地は、令和 8 年 3 月 25 日付けで農振除外済みであります。 以上、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。 以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第 127 号」の説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。</p>

5 番
及川 務 委員

大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。
大東地域の農地法第4条現地調査報告をいたします。
現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、現地確認を行いましたので、次のとおり報告いたします。

第1号、申請人が連絡用通路を整備する計画であり、排水は自然浸透することから、周辺農地に影響はない。

第2号、申請人が販売用車両置場を整備する計画であり、排水は自然浸透することから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第127号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第127号」を許可相当と決します。

次に、「議案第128号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農 地 係 長

27ページをお開き願います。

議案第128号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

一関地域に係る申請2件です。

第1号は、譲受人が宅地進入路を拡幅するため、転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

第2号は、借受人が自己住宅を建築するため、転用申請するも

		<p>のです。</p> <p>農地区分は、第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。</p> <p>なお、申請地は、令和8年3月25日付けで農振除外済みであります。</p> <p>以上、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第128号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。</p> <p>一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p>
4番		<p>一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。</p>
佐藤	宗雄 委員	<p>現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。</p> <p>報告内容、現地確認を行いましたので、次のとおり報告いたします。</p> <p>第1号、申請人が宅地進入路を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。</p> <p>第2号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽に接続することから、周辺農地に影響はない。</p> <p>報告は以上です。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果報告を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第128号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第128号」を許可相当と決します。</p> <p>次に、「議案第129号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」を議題といたします。</p>

農 地 係 長

事務局の説明を求めます。

28 ページをお開き願います。

議案第 129 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、内容をご説明いたします。

一関市長から、農用地利用集積等促進計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、貸借・一括方式が 103 件です。

30 ページをお開き願います。

貸借・一括方式ですが、

1 号から 64 ページの 93 号までの 93 件が一関地域の申請、

94 号から 65 ページの 101 号までの 8 件が花泉地域の申請、

102 号の 1 件が千厩地域の申請、

103 号の 1 件が藤沢地域の申請、

なお、一関地域の 1 号から 86 号までの 86 件についてですが、先般、基盤整備事業が完了したことから、担い手として農事組合法人を組織し、利用権を設定しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で、「議案第 129 号」の説明を終わります。

なお、64 ページ 第 95 号については、

21 番 佐藤 多賀幸 委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 129 号」【貸借・一括】第 95 号を除き可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、可と決します。

次に、「議案第 129 号」【貸借・一括】第 95 号について審議いたします。

佐藤 多賀幸 委員は退室願います。

(午後 3 時 33 分 退室)

議 長

審議願います。

(なしの声あり)

議	長	審議を打ち切り、採決してよいからお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第 129 号」【貸借・一括】第 95 号を可と決する方は挙手 願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。 よって、可と決します。 佐藤 多賀幸 委員は入室願います。 (午後 3 時 34 分 入室)
議	長	佐藤 多賀幸 委員に申し上げます。 「議案第 129 号」【貸借・一括】第 95 号を可と決しました。 次に、「議案第 130 号 土地改良法第 3 条の規定による組合員 資格の交替承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
農地係	長	66 ページをお開き願います。 議案第 130 号 土地改良法第 3 条の規定による組合員資格の交 替承認について、内容をご説明いたします。 土地改良法第 3 条第 2 項前段及び同法施行規則第 4 条第 1 項の 規定により申出があったので、同法施行令第 1 条の 5 の規定に基 づいて承認を求めるものです。 67 ページをお開き願います。 本議案に係る申請は、一関東部土地改良区の室根の農地に係る 6 件です。 新資格者は、土地改良事業に参加するため、自己の所有農地に 係る土地改良事業の参加資格を、現資格者である当該農地の耕作 者との交替により取得しようとするものです。 以上で説明を終わります。
議	長	以上で、「議案第 130 号」の説明を終わります。 審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいからお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第 130 号 土地改良法第 3 条の規定による組合員資格の 交替承認について」を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 130 号」を可と決めます。

次に、「議案第 131 号 一関市農地バンク事業実施要綱の制定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農 地 係 長

68 ページをお開き願います。

議案第 131 号 一関市農地バンク事業実施要綱の制定について、内容をご説明いたします。

一関市農地バンク事業実施要綱を次のように制定し、令和 8 年 5 月 1 日から施行することについて、議決を求めるものです。

69 ページをお開き願います。

まず、農地バンク事業の目的であります。第 1 に記載のとおり、農地の貸借及び売買の意向に関する情報を収集し、広く提供することにより、農地利用の最適化、担い手の営農規模の拡大及び新規就農の促進を図り、遊休農地の発生防止及び解消に資することを目的とするものであります。

次に農地バンクへの登録ですが、まず、登録申込ですが、第 3 に記載のとおり、農地バンクに農地に関する情報を登録しようとする農地の所有者等は、申込書を提出します。

提出を受けた農業委員会は、内容の審査を行い、農地バンクに登録したときは、農地バンク登録通知書を送付します。

なお、この審査では、権利関係が整理されていない場合や登録を希望する農地の荒廃化が進んでいる場合などは、登録しないこととしています。

次に農地登録者の責務ですが、70 ページの第 7 にあるとおり、農地バンク登録後も耕作に支障を生じさせないよう適正に管理すること、農地以外の用途に変更しないこと、と規定しています。

次に農地バンクに登録された農地のあっせんについてですが、第 8 にあるとおり、農業委員会は、農地の情報を市ホームページ等で公開するとともに、情報提供を受けた農業委員等は、この農地のあっせんに努めるものと規定しております。

あっせんの結果、登録された農地の耕作を希望する方がいる場合は、第 9 にあるとおり、その方が利用申請書を提出し、それを受理した農業委員会は、農地登録者に対して、利用申請書の写しを提供します。

その後、当事者間で交渉を行い、契約交渉等が成立した場合は、71 ページの第 11 にあるとおり、農地中間管理事業の推進に

関する法律又は農地法の規定による手続きを行っていただくこととしております。

72 ページ以降は各種様式になりますので、説明を省略いたします。

補足としまして、農地バンク制度と地域計画の調和・調整についてですが、この制度による取組を通じて、地域計画の実現に資するよう、70 ページの第3の第3項にあるとおり、農地の登録があった際は、まずは農業委員等に情報提供を行い、地域計画の位置付けに沿うような形であっせん活動をする期間を設けた上で、それでも受け手が見つからない場合に市ホームページにおいて農地情報を広く公開する手順を取りたいと考えております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で、「議案第 131 号」の説明を終わります。

審議願います。

議 長

(なしの声あり)

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

議 長

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

議 長

「議案第 131 号 一関市農地バンク事業実施要綱の制定について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 131 号」を可と決します。

以上で議案審議が終了いたしました。

(午後 3 時 41 分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員